

ロ 同上調査例「ハ」ニ依ル自家労働者ノ役務カ常備夫ノ從事スヘキモノナル場合ト雖モ其ノ賃銀ハ雇人ニ對スル場合ノ賃銀定額ヲ標準トシ日割計算ノ方法ニ依リ從業日數ニ對シテノミ支給スルモノトシテ計上スルモノトス

ハ 「六固定資本利子」ノ部内譯表中「築造物」ノ上ニ「永久保存ニ屬スル」ノ八字ヲ又「器具器械」ノ上ニ「保存年限アル建設物及」ノ十字ヲ加ヘ調査スルコト

ニ 「七運轉資本利子」ノ部調査例「一」中「無擔保」ノ三字ハ追テ削除セラルヘキニ付調査上此ノ字句ニ拘ラサルコトホ 「五地代」ノ部調査例「ニ」中「條件ヲ」トアルハ追テ「條件カ」ト改メラルヘキニ付其ノ意味ニ於テ調査スルコト

六、第五號様式調査例「五」中「及平年一段歩當鹽量」ノ九字ハ不用ノ字句ニシテ追テ削除セラルヘキコト

鹽生産費調査上生産鹽ハ各地ノ主産等級鹽ト同一ノ等級鹽ニ付キ調査スヘキ規定ナルモ最近ノ實況ニ依レハ三等鹽以外ノ鹽ヲ主産トスル地方極メテ少數ニ過キサルニ至リタルヲ以テ當分三等鹽ニアラサル鹽ヲ主トスル地方ニ於テモ鹽生産費ニ關スル調査ハ總テ三等鹽ヲ製造スルモノトシテ調査スヘキ旨通牒シタリ（大正十二年四月甲第一〇九一號通牒）

二 物價賃銀調査

鹽賠償價格調査ノ資料トシテハ物價、賃銀及小作料等調査ノ要アリ調査手續ヲ定メ收納官署ヲシテ調査報告セシム

物價賃銀小作料調査手續 明治四十二年六月 甲第二二五號達

（第一編第五章第五節參看）  
調査報告

	調 査	調 査 期 限
包裝材料 (第四號様式ニ依ルモノ)	一月、四月、七月、十月	報告見合ハシ (大正十二年十月甲第一四〇九號) 通牒
燃料 (第五號様式ニ依ルモノ)	〃	
賃銀 (第六號様式ニ依ルモノ)	〃	五月二十日 十一月二十日
小作料 (第七號様式ニ依ルモノ)	四月、十月	



平均	計						何派出所			何出張所		
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

調査例

- 一 貸付利率ニ在リテハ其ノ地方普通貸借方法ニ依ル貸金ノ利率又ハ其ノ地方各種貸借方法ニ依ル貸金ノ利率ノ平均ヲ預金利率ニ在リテハ六箇月以上据置ノ定期預金ノ利率ノ平均ヲ調査スルモノトス
- 二 本調査ハ大正二年十月甲第一四五〇號鹽生産費調査手續第一條指定地ニ於テ毎年各月分トモ其ノ調査ノ方法、時期及場所ヲ一定シテ調査スルモノトス第二表以下第五表迄ノ調査亦同シ
- 三 前年分トノ比較上著シキ増減アルモノハ其ノ事由ヲ附記スヘシ第二表以下第七表迄ノ調査亦同シ
- 四 本調査ハ各年分トモ其ノ前年十一月ヲ始期トシテ月別ニ調査シ左記區分ニ依リ報告スルモノトス第二表以下第五表迄



ノ調査亦同シ

期別

第一期

第二期

第三期

第四期

月

十一月、十二月、一月分

二月、三月、四月分

五月、六月、七月分

八月、九月、十月分

別

報告到達時期

二月二十日限

五月二十日限

八月二十日限

十一月二十日限

第二表 石炭

直轄、出張所 派出所別	調査月別			粉炭價格		塊炭價格		切込炭價格		混合歩合ニ依ル價格		混合歩合	
	月	月	月	前年分 厘	本年分 厘	前年分 厘	本年分 厘	前年分 厘	本年分 厘	前年分 厘	本年分 厘	前年分 分厘	本年分 分厘
直轄													
出張所													
何出張所													
何派出所													

鹽專賣

鹽ノ收納

賠償價格

四九三







又ハ三割ヲ低減シテ之ヲ計算シ當該欄へ朱記掲上シ其ノ普通貸銀額ハ備考ニ附記スルモノトス  
 四 丸持又ハ替持等持濱ノ程度ニ依リ貸銀率ヲ異ニスルトキハ其ノ持濱ノ程度ヲ常ニ一定シ尙第一項平均額ノ調査ニ加フ  
 へキ人夫ノ種類及人員ハ常ニ之ヲ限定シテ調査シ各年分ノ比較上不權衡ナキヲ期スヘシ  
 五 製鹽作業ヲ爲サル月ニ在リテモ其ノ月ニ於ケル貸銀ヲ適宜推定シテ掲上シ其ノ旨備考ニ附記スヘシ  
 第四表 米 價

計	何 派 出 所			何 出 張 所			直 轄			直轄、出張所 派出所別	調 査 月 別	價 格		備 考
	月	月	月	月	月	月	月	月	月			前 年 分	本 年 分	
												厘	厘	







平均

調査例

- 一 鹽田ニ在リテハ段別欄ニハ採礦地段別ヲ記載シ濱名又ハ濱番アルモノハ地番欄ニ之ヲ記載スヘシ
- 二 本調査ハ毎年四月一日現在ノ小作鹽田及田畑ヲ基礎トシ鹽田ニ在リテハ大正二年十月甲第一四五〇號鹽生産費調査手續第一條指定地方全部ノモノニ就キ田畑ニ在リテハ其ノ地方ニ於ケル小作田畑中少クトモ十箇所以上ノ標準地ヲ定メ其ノ小作契約額ヲ調査スルモノトス但シ小作田畑カ該地方ヲ通スルモノ十箇所ニ充タサルトキハ其ノ全部ノモノニ就キ調査スルモノトス
- 三 田畑ノ調査標準地ハ常ニ之ヲ一定スヘシ若變更シタルトキハ其ノ變更地ニ對シテハ既往ニ遡リ更ニ毎年ノ事蹟ヲ調査報告スヘシ
- 四 本調査ハ毎年列記ノ順序ヲ一定シ鹽田ニシテ新ニ小作トナリ又ハ田畑ニシテ前項後段ニ該當スルモノアルトキハ順次末尾ニ追加列記スヘシ
- 五 物品契約ノモノハ契約當時ノ價格ヲ標準トシテ金額ニ換算スルモノトス  
時期ノ價格ヲ標準トシテ金額ニ換算スルモノトス
- 六 鹽田ノ小作料カ賠償金額又ハ納付鹽量ノ割合ヲ標準トシテ定メラレタルモノハ調査前五箇年間ノ平均産額ヲ標準トシテ前項但書ノ時期ニ於ケル賠償價格ニ依リ金額ニ換算スルモノトス
- 七 小作料ノ外ニ其ノ土地ニ屬スル公課ノ負擔ヲ約セルモノアルトキハ地租ノミヲ掲クルモノトス但シ地租以外ノ公課ニシテ其ノ負擔ノ有無又ハ増減カ小作料ニ影響スヘキモノナルトキハ其ノ公課ヲモ加算スヘシ
- 八 平均欄ニハ小作料ノ契約總額ヲ總段別ヲ以テ除シタル一町步當契約額ヲ掲クルモノトス
- 九 本表ハ鹽田、田、畑ニ區分シ且直轄出張所及派出所別ニ作成シ五月二十日限報告スルモノトス第七表第八表ノ調査亦同シ

第七表

中等鹽田(田)ノ畑ニ時價

直轄出張所 派出所別	標	準	地	段別	同		時		備	考
					上	上	年	上		
郡市村大字	地	番	段別	前	同	同	本	同		
直轄	轄				一町步當	一町步當	本年分	一町步當		





調査例


一 本調査ハ大正二年十月甲第一四五〇號鹽生產費調査手續第一條指定地關係支部局區域内ニ於テ其ノ前年中ニ於ケル實際賣買ノ實例ヲ調査スルモノトス

二 鹽田ニ付テハ地番欄ニハ濱名又ハ濱番アルモノハ其ノ濱名又ハ濱番ヲ記載シ段別欄ニハ採鹹地段別ヲ記載スルモノトス  
三 生産高欄ニハ鹽田ニ在リテハ鹽生産高ニ付田畑ニ在リテハ米麥其ノ他ノ收穫高ニ付調査前五箇年間ノ平均ヲ調査掲上スルモノトス但シ鹽ノ生産高ニ付テハ等級歩合ヲ附記スヘシ

(明治四十二年六月甲第二二二五號達廢止)

甲第一四〇五號ノ二部長通牒(抄録)(大正三年三月三十一日)

乙 鹽ノ部

六 金利、石炭、賃銀、包裝價格ノ調査ニ關シテハ明治四十四年九月甲第二〇五四號及同年十月甲第二四五九號通牒並明治四十五年一月甲第三七號通牒ニ依ル既報告ノ調査ト連絡ヲ保子米價ノ調査ニ關シテハ明治四十四年八月甲第一八九一號通牒ニ依ル既報告ノ調査ト連絡ヲ保ツコト

七 鹽田ノ小作料、時價、賣買實例等ニ關シテハ明治四十四年十二月甲第二七三五號及大正二年十一月甲第一九六六號通牒ニ依リ一部支局ニ對シ調査地方ヲ指定シテ調査スル處アリタルモ今回ノ改正ニ依リ其ノ調査地方ヲ擴張シテ鹽生產費調査指定地方全部ノ鹽田ニ對シ調査スルコトニ定メラレタルト同時ニ鹽田ノ外田畑ニ對シテモ鹽田ニ準シテ同様ノ調査ヲ爲スコトニ改メラレタルヲ以テ鹽田ニ對シテハ前記ノ通牒ニ基キ調査セラレタル向ニ在リテモ此ノ際更ニ一應再調ノ上報告セラルト同時ニ田畑ニ對シテハ各支局共今回新ニ調査報告セラレタキコト

八 前項調査ニ關シテハ明治三十七年以降各年ノ狀況調査ヲ要スルニ依リ本年五月報告ノ際ニ限り既往ニ遡リ各年ノ事蹟ヲ調査スルコト

九 報告ハ年四回ト規程セラレタルモ必要ニ依リ隨時指定シテ報告ヲ徵セラルヘキ場合アルヘキニ依リ調査ハ必毎月之ヲ遂ケテ支ナキ様注意スルコト

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

十 從來販出支局管内瀧元及牟禮分ハ高松出張所分ト區分シ瀧元ニ於テ調査ノコトニ規定セラレ居リタルモ今後高松地方ノミノ調査ニ止メテ可ナリ

物價賃銀等調査報告中第二號様式第一表乃至第五表ハ當分毎月報告ノコトニ通牒セリ（大正三年四月甲第一七四六號通牒）

前記物價ハ成ルヘク速ニ其ノ趨勢ヲ知ルノ必要ヲ認ムルニ至リ當分每翌月十日限り報告ニ改ム（大正五年一月甲第二五〇號通牒）

近時一般物價ノ變動急激ナルヲ以テ成ルヘク急速ニ其ノ狀況ヲ知ルノ必要アリ當分ノ間左記ニ依リ調査報告ノコトト爲セリ（大正六年七月甲第二三〇六號通牒）

- 一 毎月分ノ報告ハ別ニ月末現在ノ物價ヲモ調査シ該當欄左傍ニ朱記スルコト
  - 二 毎月十五日現在ノ物價ヲモ調査シ其ノ月二十五日迄ニ本局ニ到著スル様申報スルコト
  - 三 右二項ノ報告モ大體定期ノ報告ト同様ノ様式ニ依ルコト（前年分ノ記入ヲ要セス）
- 續テ又物價賃銀ハ各月末現在ノ狀況ヲ知ルノ必要ヲ認メ左記通牒セリ

甲第一七九三號部長通牒（大正七年五月七日）

時局ノ影響ヲ受ケ一般物價賃銀等ノ變動頻繁ナルニ付大正三年三月三十一日長官達甲第一四〇五號第二號様式第一表乃至第五表ハ毎月二回提出有之候様藁ニ通牒ノ次第有之候處其ノ後變動ノ狀況更ニ顯著ナルモノアリ其ノ時々ノ狀況ヲ知ルノ必要一層相加里候ニ付當分ノ内毎月各月末現在ノモノヲ調査シ各旬經過後五日以内ニ報告相成度候尤モ月末分ニアリテハ其ノ月ノ平均ヲ掲ケ別ニ月末現在分ハ左傍ニ朱記報告相成度尙右ハ本月十日現在分ヨリ調査報告相成度

石炭價格及製鹽賃銀ノ騰落狀況報告ニ付更ニ左ノ通牒ヲ發セリ

甲第二八〇七號部長通牒（大正七年七月十七日）

炭價賃銀等ニ關シテハ既ニ所定ノ期日ノモノニ就キ夫々報告ノコトニ相成居リ候處調査上更ニ必要有之候條別紙ノ事項左記ニ依



リ取調申報相成度追テ本年五月七日甲第一七九三號通牒ニ係ル各旬末ニ於ケル勞銀調ハ爾後報告御見合相成度  
 一 製鹽用炭購入額調ハ別紙様式ニ依リ此ノ際大正六調查年度分及大正七調查年度六月迄ノ分ヲ月別ニ調査シ(大正六調查年度分  
 ノ年計ヲモ添附ノコト)八月十日迄ニ提出スルコト但シ爾後毎月分ヲ調査シ翌月十日限り提出スルコト  
 二 第一號表勞銀調ハ此ノ際八月十五日迄ニ提出スルコト  
 但シ大正七調查年度八月以後ノ分ハ每翌月十日限り調査シ報告スルコト  
 三 第二號表勞銀調ハ毎月其ノ月十五日ノ現況ニ依リ調査シ其ノ月二十五日迄ニ報告スルコト  
 但シ其ノ狀況ハ前月ノ調査ト大差ナキトキハ本調査ヲ省略シ其ノ旨期日迄ニ報告スルコト

製鹽用炭購入額調

何月何日提出

何支局

調査月別	種別		塊		切		粉		計	
	産地別	種類別	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正六調查年 度何月分	山口縣	炭	万斤	円	万斤	円	万斤	円	万斤	円
	山本縣	炭								
	長崎縣	炭								
	平戸縣	炭								
	何々炭	炭								
	計									
	管内ヲ通シタル配合割合		二五〇		五五〇		二〇〇		配合割合ニ依ル一萬斤當平均價額	
何月分										

調査例

一 價額ハ總テ釜屋著價格ニ依リ精算スルコト

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

二 組合等ニテ多量ニ購入貯藏シ隨時鹽業者ニ分配スルモノノ如キモノモ組合ノ購入シタル月ニ於テ前項ニ依リ調査提上スルモノトス

三 特約價格ニ依リ購入スルモノハ石炭到著ノ月ニ於テ購入シタルモノトシ其ノ數量ヲ内書朱記スルモノトス而シテ其ノ價格ハ最初ノ報告ニ際シ備考トシテ記入シ置キ爾後異動ノ都度備考ニ其ノ變更價格及其ノ事由ヲ記入シ置クモノトス

四 本表ハ支局全管ノ總括ノミ報告シ別ニ各局所別ニ種類別産地別一萬斤當價格及配分ニ依リ一萬斤當平均價格ヲ製表添付スルモノトス

五 薪松割木等使用ノモノニ在リテモ右ニ準シ調査スルモノトス

第一號表

何月何日提出

何支局

大正六調查年度(大正七調查年度)  
七月迄分

採藏(煎熬)勞銀

左△朱書ハ延人員及總支給額トス

局所別	十 一 月		十 二 月		何 月		十 月		平 均	
	定員	一人一日當	定員	一人一日當	定員	一人一日當	定員	一人一日當	定員	一人一日當
直轄	△1,000	五	△8,000	四〇〇	△1,000	五	△4,000	四〇〇	△	、
何出張所										
何派出所										
計										
平均										

調査例

一 本調査ハ採藏地面積、生産力ト労働者ノ使用狀態及賃銀支給率共區域内ノ標準トナルヘキ鹽田ニ付調査スルモノトス  
二 右鹽田ニ於ケル大正四、五、六ノ三調查年度間ノ月別平均作業工程(三箇年分ノ集計額ヲ求メ事實ナカリシ年存スル)ヲ調査シ大正六

調査年度分及大正七調査年度分トモ之ヲ本調査ノ基礎ト爲スコト但シ大正六調査年度若クハ大正七調査年度ノ賃銀支給率  
 ニシテ月ノ中途ニ於テ其ノ率ヲ異ニスルモノアルトキハ本項ノ月別作業工程ハ其ノ異ナル期間毎ニ細別調査スルコト

三 右作業工程ニ應シ各種労働者ノ月別(期間別)延人員ヲ求ムルコト

四 前項ノ延人員ニ又ハ作業日數ニ對シ勞銀ノ支給率ヲ乘シ支給額ヲ算出スルコト

五 一人一日當ハ月別ノ延人員及勞銀支給總額ニ依リ算出スルコト

六 一箇年平均一人一日當ハ一箇年間に延人員及支給總額ニ依リ計算スルコト

七 勞銀支給率ハ左記ニ依リ適用スルモノトス

- (一) 月給、年給等ハ勤務スヘキ日ニハ、缺勤者ナカリシモノトシテ地方ニ於ケル慣例ニ依リ計算スルコト慣例ナキモノハ年給ハ月割ト爲スコト
- (二) 現物支給ノモノハ其ノ月ノ平均價格ニ依リ金額ニ換算スルモノトス
- (三) 年額トシテ支給スヘキ特殊ノ給與物ハ其ノ性質ニ應シ月割又ハ適當ノ方法ニ依リ各月ニ分割計算スルモノトス
- (四) 釜立、釜消、小屋入、祭日等ノ如キ特定ノ事實ニ對シ支給スルモノハ其ノ性質カ定期的ノモノナルト偶發的ノモノナルトニ論ナク其ノ事實ノ屬スル月ノ支給額トシテ計算スルモノトス

八 局所別ノ平均ハ大正四、五、六ノ三調査年度平均一箇年ノ鹽製造高ノ關係局所分ノ合計額ヲ百トシタル各局所ノ百分率ヲ求メ之ヲ各局所分ノ一人一日當賃銀ニ乘シ其ノ積ノ集計額ヲ百ニテ除シ算出スルモノトス但シ各局所間鹽ノ品質ニ等差アル場合ハ各等級鹽毎ノ最低鹽化曹達含有量ニ依リ計算シタル總鹽化曹達量ヲ求メ之ニ依リ本文ノ計算ヲ爲スモノトス尙前項ノ鹽量及百分率ヲ備考ニ附記スルモノトス

第二號表

何 月 何 日 提 出  
 大正七年何月調大正七調査年度平均勞銀  
 何 支 局

直	局 所 別	採	職	部	煎	熬	部
		延 人 員	總 支 給 額	一 人 一 日 當	延 人 員	總 支 給 額	一 人 一 日 當
轄							

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格



何出張所	何派出所	、、、	計	平均

調査例

一 本調査ハ第一號表ノ調査例一、二、三ニ依リ調査シタル鹽田作業工程及延人員ヲ基礎トシテ左ノ方法ニ依リ賃銀支給額ヲ計算スルモノトス

(一) 支給率ハ調査當月十五日現況ニ依ル

但シ本調査年度中支給率ニ改定アリタル場合ハ其ノ改定前ノモノモ同一割合ニテ高低セラレタルモノトシテ計算スル

コト尤モ支給率ノ改定ガ或ル期間ニ限ラレタルトキ又ハ其ノ高低ノ額カ期節ニ依リ異ナルヘキ事情アルトキハ實況ニ應シテ計算スルモノトス

(二) 現物支給ノモノノ金額換算價格ガ既往將來トモ調査當月十五日現在ノ物價(鹽業者間ノ取引價格ニ依ル)ニ依ル但シ期節ニ依リ物價ニ當然相違アルヘキモノハ此ノ限りニアラス

二 本調査ハ經濟上ノ變動カ製鹽勞銀ノ上ニ如何ナル變動ヲ與ヘタルヤヲ調査セムトスルモノニシテ從來ノ物價賃銀調ニ

依リ各月報告ノ勞銀ニテハ期節的關係ニ因ル變動ト經濟上ノ關係ニ因ル變動トカ彼是銚綜シテ現レ居ル缺點アルヲ以テ此ノ弊ヲ除キ純粹ナル經濟關係ニ基ク勞銀ノ騰落ヲ調査セムトスル目的ニ外ナラス故ニ前項ニ定メタルモノ以外ハ此ノ趣旨ニ依リ現狀ヨリ見タル一箇年間ノ總平均賃銀額ヲ求ムルコトニ留意シ調査スルコト

甲第四四四〇號部長通牒(大正七年十一月十三日)

本年七月十六日付甲二八〇七號通牒第一號表勞銀調ハ大正四、五、六ノ三調査年度間ノ平均作業工程ヲ基礎トシ調査スルコトニ相成居候處大正八調査年度ニ於テハ五、六、七ノ三調査年度間ノ平均作業工程ヲ基礎トシ調査スヘキモノノ如ク解セラルル向モ有之ヤニ及聞候モ本調査ハ毎年同一作業工程ノモノトシテノ賃率物價等ノ變動ニ依ル勞銀高低ノ狀況ヲ知ルノ目的ナルヲ以テ大正八

調査年度以後ニ於テモ當分ノ間大正四、五、六、三調査年度ノ平均作業工程ヲ基礎トシ調査スルコトニ御了知相成度

調査報告第二號様式第五表包装材料調書中五十斤呎ノ一欄ヲ設クルコトトナセリ(大正八年九月甲第四一七四號通牒)

調査報告第二號様式第六號鹽田小作料調書中集計ニハ本年分以後左記内譯表ヲ添附スルコトトナセリ(大正九年四月甲第一八七一號通牒)

(様式)

小作料内譯集計表

區	分	段	別	前		本		摘	要
				年	分	年	分		
金額契約ノモノ		前年 本年	段別	小作料契約額	一町分	小作料契約額	一町分	鹽田ノ分合又ハ段別ニ異動ヲ生シタルタメ小作料ニ異動ヲ生ス	
				厘	厘	厘	厘		
鹽量契約ノモノ				鹽量 換算金額	斤				
金額契約ニシテ公課 負擔ノモノ				公課 金額	斤				
鹽量契約ニシテ公課 負擔ノモノ				鹽量 同上換算金額	斤				
賠償金ノ一定割合 ニヨルモノ				賠償金ノ二割		賠償金ノ一割			
				賠償金ノ一割		賠償金ノ一割			
何	々			金額		金額			

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格





一 第一表乃至第五表

翌月五日限

二 第六表

同日限

一 調査ノ標準トナルヘキモノニ變更ヲ要スルモノアリタルトキハ前年四月分ニ遡リ變更シタル標準ニ付各月別ニ調査シ  
同時ニ添附提出スルモノトス

二 地方局所轄内ニ鹽賠償價格區域ヲ異ニスル地方アルトキハ其ノ區域ノ異ル毎ニ區分調査シ別紙ニ製表スルモノトス

三 所轄内ノ金利、物價、勞銀等ノ平均額ハ鹽生產費調査區域毎ニ金利、物價勞銀等ノ調査額ニ其ノ區域内ノ平年鹽生產高  
（鹽田製鹽生產費調査手續第一號様式ノ「差引殘」欄ノ採録）ヲ乘シタル積ヲ集計シ平年鹽生產高ノ所轄計ヲ以テ除シ算出スルモノトス  
（地面積ニ同第二號様式ニ依ル平年生產力ヲ乘シタルモノ）

但シ第六表ハ此ノ限ニ在ラス

四 均欄左傍ニ附記スルモノトス

五 前項ニ依ル各調査區域毎ノ平年鹽生產高ハ四月分報告ニ於テ附記申報シ平年鹽生產高ヲ乘シタル積數ノ集計額ハ各平  
均欄左傍ニ附記スルモノトス

六 所轄内ニ鹽田製鹽生產費調査手續第四條ニ依ル主産等級ヲ異ニスル地方アルトキハ「四」「五」ノ調査ハ主産等級ノ異  
ル毎ニ各別ニ計算スルヲ要ス

第一表

金利

何地方專賣局

騰落ノ原因	平均	何所	何斤	直轄	局所別	貸付金利率			預金金利率			備考
						主産等級	本月分	高△低歩合	對前月	對前年同月	對前月	
因	五三	五	三	三		割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	
前月ニ比シ騰貴（低落）著シキハ何々ニ 因ル前年同期ニ比シ	、、、	、、、	、、、	、、、		割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	
何所分前月ニ比シ						割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	割分厘	、、、

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

調査例

一 調査区域内ニ於テ取引セラルル銀行中最確實ト認ムヘキモノニ付調査スルモノトス  
 二 貸付金利率ハ最普通ニ行ハルル方法ノモノニ付年利率ヲ調査シ預金利率ハ六箇月以上据置ノモノニシテ最普通ニ行ハルルモノノ年利率ヲ調査スルモノトス但シ其ノ種類方法ハ四月分ニ於テ備考ニ附記スルモノトス

燃料價格 (石) (一萬斤當) (粗) (百貫當)

何地方專賣局

局所別	主産鹽等 粉炭 (何々々)	塊炭 (何々々)	切込炭 (何々々)	使用混合炭 依ル混合炭 (何々々)價格	高△低歩合		石炭ノ產地 又ハ名柄
					對前月 分割厘	對前年同月 分割厘	
直轄	三						粉炭ハ三池鑄炭 切込炭ハ、 、 、 、 、
何所	三						
、	五						
、	、						
平均	五三						

騰落ノ原因

- 一 前月ニ比シ(何所分)騰貴(低落)シタルハ(何炭)何々ニ因ル
- 二 前年同月ニ比シ、  
、  
、  
、  
、  
、

調査例

- 一 調査区域内又ハ鹽主産地方ニ於テ比較的多量ニ使用セラレ且從來ヨリ使用セラレ將來モ使用セラルヘキ見込ノ種類ニ付調査スルモノトス
- 二 數種混合使用ノモノニシテ其ノ各種類毎ニ前項ニ該當スルモノナキトキハ主要ナルモノニ付前項ヲ適用シ調査スルモノトス

三 各種類毎ノ混合使用歩合ハ百分率ヲ以テ價格ノ右側ニ記入スルモノトス

四 三田尻地方專賣局ニ在リテハ厚狹郡字部ニ於テ福岡地方專賣局ニ在リテハ若松市ニ於テ製鹽向キ石炭ノ主要ナルモノニ付其ノ產地種類別ニ船積炭ノ相場及主要製鹽地ヘノ運賃相場(運搬方法トモ)ヲ調査シ添附提出スルモノトス但シ此ノ場合ニ於テモ前月分ニ比シ著シキ高低アリタルモノニ就テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

五 主トシテ薪又ハ粗朶ヲ使用スル調査區域内ニ於テ石炭ヲ使用スルモノアルトキハ石炭ニ就テモ調査ヲ爲シ添附提出スルモノトス

第三表

勞 銀 (二十五日ノ現況ニ依リ調  
査シタル一箇年分平均)

何地方專賣局

局 所 別	主 産 鹽 級 別	採 鹹 勞 銀			煎 熬 勞 銀			普 通 勞 銀
		延 一 箇 年 支 給 額	一 人 一 日 當 平 均 額	厘	延 一 箇 年 支 給 額	一 人 一 日 當 平 均 額	厘	
直 轄	三							一 男 日 當 人
何 所	三							厘
、	五							
平 均	三 三							
△ 高	三 三							
△ 低	三 三							
合 步 同 對 月 前 調 年 調 前	五 三							

騰落ノ原因

- 一 前月調ニ比シ騰貴(低落)シタルハ何々ニ因ル
- 二 前年同月調ニ比シ何々

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格





第五表

包装材料價格

何地方專賣局

局所別	主産鹽等級別	五十斤入		八十斤入		備考	
		代	計	代	計	備	考
直轄	三	厘	厘	厘	厘	對前月 對前年	高△低歩合 同
何所	三						
、	五						
平均	五三						
百斤當	五三						

騰落ノ原因

- 一、
- 二、
- 三、

調査例

- 一 本調査ハ鹽製造人ノ購買價格ヲ調査スルモノトス
- 二 組合等ニテ一手ニ購入シ鹽製造人ニ分配スルモノハ組合ニ於ケル購買價格ニ依ルモノトス但シ組合等カ分配當時ノ時價ニヨリ賣渡スモノナル時ハ此ノ限ニ在ラス
- 三 五十斤入ヲ使用セサル地方ニ於テハ見込ヲ以テ調査シ式ニ依リ掲記スルモノトス但シ此ノ場合ハ朱記スルヲ要ス
- 四 坂出支局ニ在リテハ三豊郡ニ於ケル主要ナル呷生産組合又ハ生産地方ニ於ケル呷ノ產地原價ヲ種類別ニ調査シ翌月十日限り申報スルモノトス但シ價格ノ著シキ高低ヲ示シタル場合ハ其ノ原因ヲ附記スルヲ要ス

第六表

大正何年何月分製鹽用炭購入額調

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

區分	塊炭		切込炭		粉炭		計	
	數量	價額	數量	價額	價格	數量	價額	價格
山口縣	萬斤	円	萬斤	円	萬斤	萬斤	萬斤	円
長崎縣								
何々縣								
平均一萬斤當價格		厘		厘				厘
所轄内ヲ通シタル配合割合								配合割合ニ依ル混合炭一萬斤當平均價格

調査例

- 一 本表ニハ鹽生産費調査ノ有無ニ不拘所轄内各局所毎ニ調査シタル製鹽用炭ノ購入總額ヲ計上スルモノトス
- 二 組合等ニテ多量ニ購入貯藏シ置キ隨時鹽製造者ニ分配スルモノノ如キハ組合ニ於テ購入シタル月ニ於テ調査スルモノトス但シ組合等カ分配スルニ當リ分配當時ノ時價ニ依リ賣渡スモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 三 價額ハ總テ製造場著價格ニ依リ積算スルモノトス但シ前號ノ場合ニ於テハ其ノ購買價額ニ組合ヨリ製造場迄ノ引取費ヲ見積加算スルモノトス
- 四 特約價格ニ依リ購入スルモノハ石炭到著ノ月ニ於テ購入シタルモノトシ其ノ數量價格ヲ内書朱記スルモノトス尙此ノ場合ニ於テハ最初に著シタル月分ノ報告ニ際シ備考トシテ附記シ置キ爾後變動ノ都度備考ニ其ノ變更價格及變更ノ事由ヲ記入申報スルモノトス

五 本表ニハ左式ニ依リ各局所別ノ購入炭種類別ノ平均價格表ヲ添附スルモノトス

各局所別一萬斤當平均炭價調

何地方專賣局



局所別	產地種類別	塊	炭	切込炭	粉	炭	配合割合ニ依ル混合炭
直轄	何々炭縣		厘	厘		厘	
何所	、、、、						
〃	、、、、						
〃	、、、、						
〃	、、、、						

六 薪、粗朶等ヲ購入使用ノモノニ在リテハ前各項ニ準據シ調査スルモノトス  
 第二號様式ノ二

大正何年分鹽田小作料時價等調査報告

年 月 日提出

何地方專賣局長 印

調査例

一 本調査ハ鹽田、製鹽生産費調査手續ニ依ル鹽生産費調査ヲ爲スヘキ局所毎ニ調査シ五月末日限り提出スルモノトス

第一表

鹽田(畑)小作料

何地方專賣局

直轄(何所)所轄(計)分

小作料契約ノ種類	區分	製造場數	探藏地面積	前年小作料總額	本年小作料總額	對前年高低割合	備考
前年ト等シキモノ			畝歩	円	円	厘	
				探藏地一町步當	探藏地一町步當		
				總額	總額		
				對前年高低割合			

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格







(乙) 田、畑ニ關スル事項

八 田、畑小作料ハ鹽田所在市町村(鹽田カ數市町村ニ亘リ存在スル場合ハ其ノ市町村中田又ハ畑ノ多キ市町村)ニ於テ中等ニシテ現ニ小作ニ附シタル田、畑(各少クトモ五段歩以上ヲ選定シタルモノ)ニ付鹽田ノ例ニ倣ヒ調査スルモノトス但シ可成連年同一ノ土地ニ付調査スルコトニ努ムルヲ要ス

九 田、畑、小作料ハ前項ニ依ルノ外可成小作契約條件ノ普通且同一ナルモノニ付調査スルモノトス

十 生産物若ハ他ノ物品ヲ以テ支拂フモノハ鹽田小作契約時期ニ於ケル相場ヲ以テ金額ニ換算シ鹽田ノ例ニ倣ヒ掲記スルモノトス

第二表

鹽田(田)(畑)小作料高低狀況

直轄(何所)分(所轄計)

何地方專賣局

年 別	三十七年以降繼續シタル小作鹽田			三十七年分ヲ一〇〇〇トシタル指數	備 考
	採 掘 地 面 積 畝 步	小 作 料 契 約 額 円	同 採 掘 地 面 積 円 當		
明治三十七年	一一、〇〇〇			一〇〇〇	
〃 三十八年	一一、〇〇〇			〃、〃	
〃 三十九年	〃、〃				
〃 四十年	〃、〃				
大正何年	一一、八〇〇				繼續鹽田十町歩ヲ缺クニ至リタルヲ以テ調査例ニヨリ補充ノ結果段別ニ異動ヲ生ス

大正何年	一、八〇	一、八〇							
------	------	------	--	--	--	--	--	--	--

調査例

(甲) 鹽田ニ關スル事項

一 各局所毎ニ明治三十七年以降繼續シタル小作鹽田ノミニ付其ノ採藏地面積及年毎ノ小作料契約額ヲ集計シテ掲記スルモノトス但シ物品ヲ以テ契約シタルモノハ第一表調査例「五」ニ依ル換算金額ニ依ルモノトス

二 小作鹽田ノ異動ニ依リ明治三十七年以降繼續シタルモノノ採藏地面積十町歩ヲ缺クニ至リタルトキハ自作トナリタル鹽田ノ全部又ハ一部ニ付面積生産力並小作料(一町歩當等相匹敵シタル鹽田ヲ代用シ採藏地面積少クトモ十町歩ヲ保タシメ調査スルモノトス但シ小作鹽田極メテ少ナキトキハ採藏地面積ノ制限ニ依ラサルモ妨ナシ

(乙) 田、畑ニ關スル事項

三 第一表調査例「八」ニ依リ選定シタルモノニ付三十七年以降累年ノ小作料契約額ヲ調査比較スルモノトス

四 前項ノ田又ハ畑カ三十七年以降小作トシテ繼續シタルモノニアラサルトキハ左記ニヨリ調査スルモノトス

(イ) 「三」ニ依ル田、畑ノ所在地ノ小作料カ其ノ土地ノ生産物ノ一定量ニヨリテ定メラレ變更セサルヲ普通トスルトキハ契約物量ハ三十七年以降現在ノモノト同一ナリシモノト看做シ第一表調査例「十」ニ準シ當時ノ物價ニヨリ換算シタル金額ヲ以テ小作料契約額トス

(ロ) 「イ」ニ依リ難キ場合ハ明治三十七年以降繼續小作ニ付サレタル他ノ土地五段歩以上ヲ選定シ之ニ依リ調査スルモノトス

第三表

中等鹽田(田)(畑)時價

何地方專賣局

局所別	標	準	地	四月末現在		參照ニ供シタル賣買實例		
				面積	時價	面積	時價	
直轄	所在郡市町村大字名	地番又ハ釜屋名	面積	時價	面積	時價	上中下別	所在地及地番
			歩	円	歩	円	同	
				町步當		町步當		
				円	円	円		

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格







シ、五等鹽ヲ主産トスル地方亦三等鹽ニ換算シテ平均ヲ算出スルコトニ通牒シタリ（大正十二年一月十八日甲第一三〇號通牒）

遞次八十斤吸入鹽ノ收納減少ニ伴ヒ八十斤吸入ノ取引ナキ地方尠カラサルニ至リタルヲ以テ今後其ノ使用ノ見込ナキニ於テハ物價賃銀調査報告中其ノ價格ノ調査ヲ省略スルモ妨ナキコトニ指示シタリ（大正十二年四月甲第一〇九二號部長回答對大阪地方局長）

鹽ノ生産費ニ於テ主要ナルモノハ地代賃銀及燃料費ニシテ包装費之ニ次ク左記主産地方ニ於ケル調査ハ歐洲戰亂以來年次製鹽物質ノ價格昂上セルヲ見ルニ足ラム

地代（一段當）

年次	赤穂地方	味野地方	尾道地方	三田尻地方	坂出地方	撫養地方
大正三年	二九・八〇	四七・〇〇	(鹽) 二六・三〇	四〇・〇〇	(鹽) 五八・〇〇	(鹽) 三九・七〇
同四年	三一・八〇	四六・〇〇	二七・五〇	四〇・一〇	五七・〇〇	三八・五〇
同五年	三三・八〇	四五・〇〇	二六・七〇	三八・三〇	五三・〇〇	三六・〇〇
同六年	三四・九〇	五九・〇〇	二八・二〇	四〇・四〇	六一・〇〇	四一・一〇
同七年	三五・一〇	八三・〇〇	二九・四〇	四四・四〇	九二・二〇	六五・一〇
同八年	三五・八〇	一一三・〇〇	二九・四〇	四六一・〇	一三八・〇〇	九七・二〇
同九年	四六・三〇	一三〇・〇〇	三四・〇〇	七六・五〇	一七九・〇〇	一二二・一〇
同十年	六二・七〇	一一七・〇〇	四〇・一〇	一〇四・五〇	一七六・〇〇	一一八・六〇
同十一年	七〇・〇〇	一一五・〇〇	四一・六〇	一〇九・〇〇	一五九・〇〇	一〇三・〇〇

備考

坂出、撫養及尾道（大正五年マテ）ハ鹽量ヲ以テ約定セル換算金額ニシテ味野ハ鹽量契約ト金額契約トヲ通シ平均セル金額

トス

賃銀(一日當)

備考	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正三年	赤穂地方
煎敷夫ハ晝焚、採鹹夫ハ普通常備夫ノ賃銀ヲ掲ク	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	煎敷夫 採鹹夫	味野地方
	二、七一一	一、四九九	一、七八八	一、三三三	七〇一	四二四	五二二	三五六	四八一	三五三	尾道地方
	一、四六三	一、二〇三	一、四三二	一、〇四八	七四三	五三九	四四七	四四五	四二六	五〇四	三田尻地方
	一、二二七	一、〇四一	一、〇八七	一、三二五	五三五	六〇二	二八六	二八六	四九八	二九〇	坂出地方
	一、六八五	一、四六四	一、三二二	一、五八四	一、八九九	七四四	四一八	四四三	四四四	五〇九	撫養地方
	一、二八三	一、二〇〇	一、三七六	一、九六一	六七九	四七六	四〇二	四二〇	四〇九	四四六	
	一、四八〇	一、七八七	一、六二四	一、二八一	七五六	四六七	三三七	三六四	四六一	四〇五	

鹽專賣

鹽ノ收納

賠償價格



石炭價格(一萬斤當)

年	赤穂地方	味野地方	尾道地方	三田尻地方	坂出地方	撫養地方
大正三年	元山炭 九州炭 一三・三三四一 一九・五一四一	一八・一七〇 二〇・五四〇	一九・〇三九 二四・八七〇	一四・八七五 四二・二二一	一七・六五七 二四・二一四	二二・八九八 三五・四二七
同四年	一一・六四六 一一・五一九九	一一・五二二 一六・六五〇	一五・七四六 二六・五二一	一三・六六七 一四・八一	二〇・九三八 二〇・四八五	一五・七九七 二七・八五四
同五年	一一・五一九九 一・九八六〇	一七・七八〇 一七・七八〇	一九・三二五 二七・四〇五	三五・二九五 二五・四五八	二〇・〇一四 二七・四四六	一八・五九一 二四・四一〇
同六年	二九・六九六 四一・九〇七	三二・一三〇 四三・九一〇	三二・八一 五一・三七九	二五・四五八 六二・七七	三六・二五七 四九・七二一	三三・三一三 四四・三八三
同七年	三九・三四八 六九・九二四	四七・九六〇 七二・三七〇	四二・八五三 一〇・五・六三二	一三・三三三 二二・五六三	四九・〇二八 八〇・三六一	四六・六二八 七六・五六一
同八年	四四・六八〇 六一・〇九八	四九・三三〇 六四・八二〇	一五・三九三 一五・九二四	四四・六〇〇 一四四・〇五八	六一・二二二 七四・一四〇	四九・〇三〇 八七・六〇五
同九年	四五・九五二 七四・三二一	四六・八一〇 七二・五六〇	五六・三六四 一三四・五八四	三四・六一三 一六三・八三三	六五・四七七 七九・七八八	五七・六四一 九一・三〇五
同十年	二五・八三七 四三・三八〇	三五・七五〇 五一・四二〇	四一・七六九 五七・二六一	三一・〇八三 一〇七・二九九	四八・〇三四 五九・六八三	三二・六九六 六四・五八九
同十一年	四九・〇〇九 五三・七九五	四九・八八〇 六〇・一四〇	五八・〇二九 六二・九三二	九七・〇〇二 九九・三〇八	六五・八一四 七一・九二五	六五・五〇九 七一・〇九一

備考

石炭價格ハ買入手數料及諸掛ヲ含マス

内地ニ於ケル製鹽用石炭ノ消費量ハ大體七十萬噸ト稱ス而シテ長洲炭ハ約四十萬噸ノ多キヲ使用セルヲ以テ同炭中主ナル沖ノ山、東見初ノ二種ニ付三田尻ニ於ケル各月次炭價ノ昂低ヲ左ニ録シ製鹽經濟上ニ及ホセル影響ヲ明ニセムトス

元山炭價格(一萬斤當) (三田尻地方局調)

年 月 分	區	坑名	沖ノ山				東見初				
			五	段	大	派	五	段	大	派	
大正三年	大正三年	一月	塊炭	切込炭	粉炭	塊炭	切込炭	粉炭	塊炭	切込炭	粉炭
		二	30,700	26,100	20,500	16,500	16,500	29,000	24,000	21,000	16,000
		三	30,700	27,100	22,000	16,500	16,500	30,000	25,000	22,000	16,000
		四	31,000	26,800	22,000	16,500	16,500	29,500	24,800	23,000	16,000
		五	30,000	26,400	22,500	13,000	13,000	28,500	23,500	19,500	13,000
		六	26,800	23,800	17,500	12,000	12,000	25,500	19,000	16,000	12,000
		七	25,700	22,000	15,000	12,000	12,000	24,000	17,400	14,400	10,000
		八	25,700	22,000	15,000	13,000	13,000	24,000	17,400	14,400	11,000
		九	30,700	25,100	17,700	15,000	15,000	28,500	23,000	17,000	14,000
		一〇	31,500	26,000	18,100	15,000	15,000	29,000	23,000	18,000	15,000
		一一	32,500	26,000	18,000	14,500	14,500	29,000	23,500	17,500	14,500
		一二	26,500	23,600	16,500	12,000	12,000	25,500	18,500	15,000	12,000
大正四年	大正四年	一月	25,700	20,000	12,000	11,000	11,000	23,000	15,000	11,000	11,000
		二	26,100	20,500	12,000	11,000	11,000	23,500	15,000	11,500	10,500
		三	27,100	22,800	15,400	11,000	11,000	24,000	17,000	11,500	10,500
		四	27,100	22,800	15,400	11,000	11,000	24,000	17,000	11,500	10,500
		五	25,700	20,100	14,000	11,000	11,000	23,000	15,000	11,500	10,500
		六	25,700	20,100	14,000	11,000	11,000	23,000	15,000	11,500	10,500

鹽專賣

鹽ノ收納

賠償價格

五二五





鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

一月	大正七年										大正六年												
	三	二	一	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三	二	一	九	八	七	六	五	四	三	
100,000	100,000	101,000	89,000	82,000	68,000	74,100	73,300	73,300	72,500	71,500	71,500	63,000	55,500	60,000	55,000	56,000	46,500	42,500	42,500	43,000	43,000	43,000	43,000
95,000	95,000	89,000	82,000	68,000	62,600	62,800	62,800	62,000	61,000	61,000	61,000	54,000	46,000	50,000	48,500	38,500	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
70,000	70,000	70,000	60,000	40,000	51,100	50,300	50,300	49,500	49,000	49,000	49,000	42,000	38,000	45,000	43,000	26,000	25,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
52,000	52,000	52,000	43,000	41,000	41,000	41,000	41,000	40,000	39,000	39,000	39,000	33,000	33,000	33,000	34,000	34,000	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500
37,000	37,000	37,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	32,000	32,000	32,000	23,000	23,000	24,000	25,000	30,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
28,000	28,000	30,000	32,000	27,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	25,000	24,000	26,000	25,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
96,800	96,800	96,000	86,500	80,000	70,100	69,300	69,300	68,500	66,500	66,500	66,500	59,000	52,000	57,500	55,000	44,000	38,000	38,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
79,000	79,000	81,000	79,000	66,000	56,600	55,800	55,800	55,000	52,000	52,000	52,000	46,300	39,000	46,000	45,000	34,000	29,000	29,000	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500
62,500	62,500	65,000	56,500	52,000	44,000	42,800	42,800	42,000	40,000	40,000	40,000	36,000	30,000	40,000	39,000	26,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
38,000	38,000	43,000	42,000	39,000	39,000	38,000	38,000	37,000	34,000	34,000	34,000	24,500	24,500	32,000	31,000	21,000	21,000	21,000	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500
36,000	36,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	38,000	37,000	37,000	37,000	28,500	28,500	36,000	35,000	25,000	25,000	25,000	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
17,000	17,000	22,500	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	16,000	16,000	18,000	25,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000







同	大正七年	赤穂地方	味野地方	尾道地方	三田尻地方	坂出地方	撫養地方
同	大正八年	一四一	一〇五	一〇七	一一五	七九八	一〇三
同	大正九年	一四二	一〇四	一〇八	一一三	七九七	一〇二
同	大正十年	一四三	一〇三	一〇九	一一二	七九六	一〇一
同	大正十一年	一四四	一〇二	一一〇	一一一	七九五	一〇〇

物價賃銀ノ騰貴ハ鹽賠償價格ノ引上トナリ諸多事業界ノ活況ニ伴ヒ製鹽業亦好望ヲ呈シ鹽田賣買價格ノ如キ漸騰シ  
 大正二、三年ニ於テ一段當四百圓乃至七百圓見當ニ在リシモノ大正十一年ノ交ニハ一千圓乃至二千圓ヲ呼フニ至リ甚  
 シキハ三千圓以上ノ賣買事例ヲ見ルニ至レリ

鹽田賣買價格(一段當)

大正三年	赤穂地方	味野地方	尾道地方	三田尻地方	坂出地方	撫養地方
同四年	四三〇	四九四	三七四	四〇三	六九五	六〇〇
同五年	四三〇	四九四	三七四	四〇三	六七〇	五〇〇
同六年	四四二	五三一	三七四	四三〇	六七〇	五〇〇
同七年	四二〇	六九一	三七四	四五七	八〇三	五〇〇
同八年	五〇〇	一、〇六三	四〇九	五三八	九六七	五七〇
同九年	五〇〇	一、〇六三	四三一	八〇六	一、六七一	五七〇
同十年	五五〇	一、〇六三	四三一	八〇六	一、六七一	六八〇
同十一年	五五〇	一、〇六三	四三一	八〇六	一、六七一	六八〇

同	九年	九〇〇	一、〇六三	六一六	九六八	二、四一五	九八〇
同	十年	九五〇	一、八六〇	七〇六	一、〇七五	一、九七五	九八〇
同	十一年	九九一	一、二二二	一、一〇一	一、一八三	一、七四六	一、一〇〇

備考

鹽田價格ニハ釜屋其ノ他ノ附屬設備ヲ包含ス

## 第六節 鑑定

鹽ノ鑑定ハ常時肉眼鑑定ニ依リ肉眼ニ依リ難キ場合及再鑑定ニ在リテハ分析試験ニ依レリ

肉眼鑑定ハ比準標本鹽ニ對比シ眼識ニ依リ品位ヲ鑑別スルモノナルヲ以テ之ニ従事スル者ノ眼識ハ十分ニ練達セシムルノ要アリ分析試験ニ在リテハ其ノ方法ヲ一定シ之カ精確ヲ期セリ

鹽及海水、鹹水其ノ他鹽務ニ關スル分析試験ハ特ニ定メタルモノノ外左ノ分析法ニ依ルコトト爲セリ

鹽務ニ關スル分析法 (明治四十年十一月 甲第七一〇五號達)

### 第一章 鹽分析法

第一條 約二瓦ノ可檢鹽ヲ攝氏百三十五度乃至百四十度ニ於テ一時間乾燥シ其ノ減量ヲ以テ水分トナスヘシ

但シ五等以下ノ鹽ニ在テハ適量ノ可檢鹽ヲ採リ硫酸加里ト共ニ蒸餾水ニ溶解シ蒸發乾涸シテ攝氏百二十五度乃至百三十五度ニ於テ乾燥シ恒量ヲ得ヘシ

第二條 九乃至十瓦ノ可檢鹽ヲ蒸餾水ニ溶解シ豫メ攝氏百度乃至百五度ニ於テ乾燥シ秤量シタル濾紙上ニ不溶解ノ物質ヲ集メテ洗滌シ百度乃至百五度ニ於テ乾燥秤量シ不溶解分トナスヘシ

第三條 十八乃至二十瓦ノ可檢鹽ヲ蒸餾水ニ溶解シ二百立方センチメートルトナシ濾過シ清澄ナル濾液ヲ得ヘシ

第四條 二百立方センチメートルノ第三條ノ濾液ヲ取リ亞爾加里性ヲ呈スレハ硝酸ヲ以テ中和シ蒸餾水ヲ加ヘテ二百立方センチメートルトナシ其ノ二百二十五立方センチメートルヲ取リ格魯誤酸加里液ノ一二滴ヲ加ヘテ標示藥ト爲シ十分ノ一定規硝酸銀

鹽專賣 鹽ノ收納 鑑定